

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 9 月 27 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530111

研究課題名(和文)福祉制度としての養子制度の立法論的研究

研究課題名(英文)The research for a reform of adoption law as a system for children's well being

研究代表者

鈴木 博人 (SUZUKI, HIROHITO)

中央大学・法学部・教授

研究者番号：90235995

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：日本の現行養子制度の制度的問題点、欠点を、アメリカ、ドイツ、フランス、オーストリア、イタリア、ニュージーランド等と比較法的に検討を加えた。1988年に特別用制度が導入された後、養子法改正議論は低調であるが、養子縁組斡旋法の制定、普通養子制度の目的の限定、特別養子制度の制度上の欠点の是正等を行う必要性を明らかにした。民法の養子法のみならず、児童福祉法、家事事件手続法の改正、養子縁組斡旋法の新設の必要性がある。

研究成果の概要(英文)：I have compared japanese adoption law with USA(Massachusetts),german,french,austrian,italian and New Zealand etc. adoption and its related law. After the introduction of special adoption in Japan 1988,there is few discussion for a reform of adoption law in Japan. But this reserch has tried to prove the necessity for a reform of japanese adoption law. Here the adoption law isn't only the adoption law in civil code, but also child wellfare law, family case procedure and adoption service law.

研究分野：民事法学(家族法)

キーワード：養子 養子縁組斡旋 養子法 児童福祉法 里子 里親 養子縁組

1. 研究開始当初の背景

日本では、1988年1月1日に特別養子制度が施行された。特別養子制度の導入によって、民法学界には養子法の改革は一定の目的を達成したという雰囲気が強くなった。その証拠に、その後養子法および養子制度を実際に運用するための諸法制度に関する民法学分野での論考はきわめて少なくなったということにも見て取れる。立法により対応すべき養子法上の問題は一応解決されたと捉える論者さえいる。そのため、養子法をさらに改革、改正するという議論はほとんど行われていなかった。

そのような状況のなかで、研究代表者の鈴木と連携研究者の本山・田巻・金・原田は、2008年11月に開催された日本家族<社会と法>学会研究大会シンポジウム(テーマ「特別養子制度20年 子どもの幸せを求めて」)で、「養子制度の国際比較」というテーマでの報告を担当した。この報告のための養子制度の比較法研究では、各国養子法がもっているそれぞれの特色を明らかにすることと並んで、現代養子法として各国法にはなんらか共通する特色があるかを探究することが目指された。上記二つの目的のうち、各国養子法がもつ特色については、一定程度明らかにされ、その成果は、シンポジウム基礎資料を兼ねて、民商法雑誌138巻4・5号の特集「養子制度の国際比較」および研究代表者の鈴木による上記学会報告「養子制度の国際比較」(家族<社会と法>25号)で公開されている。他方で、現在、各国養子法が共通して有している特色、共通して目指している方向性を把握するという目的は十分に達成できなかった。

本研究を開始する時点では、各国法が共通して目指している方向性の把握が不十分であったということと、1988年特別養子制度導入後の日本の養子法が各国法との比較においてどのように位置づけられるべきか、1990年代以後の社会状況の変化(例えば、未婚で子を産むことについて社会的理解や抵抗の変化、同性カップルの社会的認容、生殖補助技術の新たな展開等)が、各国養子法にどのような影響を与え、それが具体的にどのような形で養子法およびその関連法のなかに結実しているのかについては、なお明らかになっていない状況であった。

2. 研究の目的

養子法全般についての比較法的分析を踏まえた立法案の作成もしくは立法案作成の基礎資料の提供が本研究の目的である。養子法および関連法の立法による改革を目指すということは、1988年施行の特別養子制度を導入した養子法改正が、要保護児童の保護制度としては不十分なものであったという認識に基づいている。要保護児童の保護について規定する児童福祉法には、児童相談所が行う業務の中に養子縁組のあっせんが規定

されていない。また、要保護児童と養親となる者を引き合わせする養子縁組斡旋法は、そもそも日本には存在しない。そこで、児童福祉法や養子縁組斡旋法といった、民法の養子法と関連する法律についても、それらの法律で規定されるべき内容が検討されなければならない。社会法、行政法領域に属する児童福祉法等についても、検討を加えるということではなければ、要保護児童のための制度として養子制度を構築していくことはできないと考えるからである。以下に、項目を分けて、本研究が目指した目的を示すことにする。

(1) 福祉制度としての養子制度の確立

養子法は、現代社会では福祉法としての機能も持っている。しかし、日本法では1988年施行の特別養子法によっても福祉法的側面での法規整が十分に行われたとはいえない。近代養子法は子のための養子法であると象徴的に言われるが、子の福祉というときに、外国法が積極的に取り入れたパーマネンシーの保証という考え方が、日本法では顧慮されていない。特別養子縁組は要保護児童のための制度であるといいつながら、児童福祉法には養子制度に関する規定が存在しない。そこで、民法だけではなく、児童福祉法にも福祉制度としての養子制度に関する規定を設けなければならない。その場合、どのような内容での法規整となるのかを明確にすることを研究目的とした。

また、福祉制度としての養子制度という観点に立つと、養子縁組斡旋法の制定が必要になる。そのため、養子縁組斡旋の実施主体、その方法等をどう規整していくべきかを明らかにすることを研究目的として設定した。

(2) 1988年法改正以後の社会の変化への対応

1990年代以後、先進諸国では親子関係に関連する大きな変化が生じた。すなわち、晩婚化と生殖補助医療技術の利用拡大である。とりわけ、日本では生殖補助医療技術の利用期間が欧米諸国よりも長期化する傾向がある。その結果、養子縁組との関係では、最終的に生殖補助医療技術の利用を中止し、養子縁組を目指す養親候補者の年齢が高齢化(40歳代後半)している。また離婚・再婚の増加による連れ子養子縁組の増加、先進国における養子候補となる子の減少と国際養子縁組の増大等の現象が見られる。1990年代以後に現れたこれらの社会の変化に養子法はどのように対応するべきなのかについても考究することとした。

(3) 普通養子制度の改革

養子制度の改革案を考えるということは、普通養子制度についても検討を加えるということの意味する。普通養子制度には特別用制度と共通する未成年の子の福祉を確保するためのものと、子の福祉重視型とは異なる、節税、財産上の利益追求、同性者間の婚姻に代わる親族関係の創設のためのものとが混

在している。連れ子養子も普通養子縁組として行われている。

未成年普通養子縁組については、子の福祉型の制度に改めて組み替えることが必要であるというのが本研究での基本的な立場である。

また、日本では全養子縁組の3分の2とも40パーセントともいわれる成年養子縁組をどのように規整していくのかも検討の対象とすることにした。

3. 研究の方法

養子法および関連する法律についての比較法的考究が、本研究での基本的な手法となる。対象となる国の養子法制について文献研究と対象国での聞き取り調査によって研究を実施した。

対象となった国は以下の通りである。

アメリカ合衆国（マサチューセッツ州）、ドイツ、オーストリア、イタリア、フランス、韓国、中国、ニュージーランドである。このうち、今回の研究で直接訪問して、聞き取り調査を行ったのは、アメリカ合衆国を除く各国である。アメリカ合衆国については、文献研究および本研究開始前に実施されていた訪問調査の結果に基づいている。

調査項目については、研究打合せである程度共通化を図った。しかし、調査対象国および日本それぞれで、社会福祉制度や養子縁組斡旋制度についての相違があり、さらにヨーロッパ圏では、母が望まない妊娠に対応留守のための制度（例えば、匿名出産、ベビークラッペ等）が存在していることもあり、各国で調査項目、調査対象機関が完全に同一ということにはなりえなかった。しかし、このことは、子の福祉のための養子制度という共通の目的を掲げつつも、その目的の枠内でとりうる選択肢を収集するというようになった。

4. 研究成果

本研究の直接的な研究成果としては、海外調査報告書を作成、刊行した。この報告書に収録されている調査対象国とその表題は以下の通りである。なお、括弧内は、担当者（研究代表者および連携研究者）である。

すなわち、[アメリカ]「アメリカの養子制度と養子法の実情、マサチューセッツ州養子法要旨・翻訳」（原田綾子）、[フランス]フランスの養子制度 養子法の概要と現地調査による実務の実態」（栗林佳代）、[イタリア]「イタリアにおける未成年養子についての法制度、イタリア養子制度の規定、イタリアの養子制度の統計」（椎名規子）、[ニュージーランド]「ニュージーランドにおける養子縁組制度、1955年養子法」（梅澤彩）、[オーストリア]「オーストリア養子法の基本後続および養子縁組成立過程の概要、[資料]オーストリア養子縁組関連法」（鈴木博人）である。

このほかに現地調査に赴いたが、収集した

統計資料の公表について、調査機関からの承諾が不明瞭であった国については、慎重を期して海外調査報告書には登載しなかった。

これらの報告では、該当する国の養子法および養子縁組に関連する法律の条文訳を付した。単に各国法の内容および実情報告を掲載するだけでは、今後養子法立法の議論をする際に不便であるからである。具体的にどのような条文になっているのかを示すことができたのは、日本の養子法およびその関連法の条文を具体的に起草する際に非常に便利、有用である。

調査をした各国に共通することは、養子縁組件数の減少傾向である。それぞれの国の国内養子縁組の対象となるのは、乳児が多く、実際に国内養子縁組に至るまでは、養親候補者は相当な時間待たなくてはならないのが実情である（待ったからと言って養子となる子が実際に託置されるに至るかはわからない）。そのため、より早く現実に養子を迎えたいときには国際養子縁組が勧められる。国際養子縁組について注意しなければならないのは、アメリカ合衆国、韓国、中国を除く各国では、国際養子というのは外国からの子を受け入れることをいうのであって、自国の子を外国に養子として出していくことはないということである。アメリカ合衆国の養子縁組件数は他国と比べ物にならないくらい多いが、合衆国については件数の問題もさることながら、養子受入国であると同時に養子の送り出し国という他の国々にはない特色を持っている点である。

各国とも養子縁組斡旋法を持っており、日本のように養子法はあっても斡旋法がないという国は例外中の例外となっていることである。養親資格の認定、公的福祉機関の活動を前提とした養子縁組斡旋の基本的スタイル、民間機関についての厳しい許可基準、オーストリアのように、公的福祉機関（青少年局）と民間団体との養子縁組成立過程に別した役割分担（養子縁組の斡旋は青少年局が、養親教育は民間団体が行う）を法定している国も存在する。

日本の普通養子制度のように養子縁組を契約であると構成している国は、オーストリアのみであった。しかし、養子縁組は契約であるといっても、実際には養子縁組の相手を選定すること（ただし、青少年局による斡旋を受けなくてはならない）と、養子縁組をいつ行うかを決定することしか、養親となる者には権限がなく、実質的には青少年局と裁判所の審査、許可を得なくてはならない。そうすると、日本の普通養子制度のように、純然たる契約方式をとり、未成年養子縁組であっても、自己または配偶者の直系卑属を養子にするときには裁判所の許可を要しないというようなことは、比較法的に見ると異例中の異例ということになる。

また、成年養子についても、その存在を認めている国では、親子関係の存在することも

しくは親子関係が確立する見込みが高いことを要件とし、裁判所の許可を必要としている。裁判所の許可が不要で、届出だけで養子縁組が成立するとする日本法の仕組み、これまた異例中の異例と評することができる。

以上、いくつかの例を挙げたが、本研究で比較法研究を通じて明らかにされた成果は、今後養子法改正法の制定および養子縁組斡旋法等関連法を立法する際に、きわめて有益な資料を提供するものになったといえることができる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 9 件)

ウルリケ・ヘルピッヒ、ベーレンス、レギーナ・ヴェルナー、鈴木博人、阿部純二、石原達也、少年局の養子縁組斡旋実務に関するインタビュー ベルリン州少年局での聞き取り調査、比較法雑誌、査読無、48 巻 4 号、2015 年、295 - 321

鈴木博人、ドイツの秘密出産法 親子関係における匿名性の問題・再論、法学新報、査読無、121 巻 7・8 号、2014 年、163 - 212

鈴木博人、他児養育制度としての里親制度の特色 養子制度との比較も視野に入れて、法学新報、査読無、119 巻 5・6 号、2012 年、37 - 68

原田綾子、子の監護を有しない未婚の父の親権終了と連邦法インディアン児童福祉法連邦最高裁 Adoptive Couple v. Baby Girl 事件判決の検討、法政理論、査読無、46 巻 3 号、2014 年、75-100

Ayako Harada, Children in Need of Permanent Families: The Current Status of and Future Directions for the Japanese Foster Care System, Illinois Child Welfare, 2011-2012, 査読無、Vol.6、2013 年 14-29

Ayako Harada, Revision of the Civil Code Provisions Related to the Restriction on Parental Authority <Recent Legislation in Japan, Topics of Japanese Law 2011>, Waseda Bulletin of Comparative Law, 査読無、vol. 31, 2013 年、118-120

原田綾子、アメリカのフォスターケアの事情と課題：子どものためのケースプランニングの観点から、新しい家族、査読無、54 号、2011 年、138-143

清末愛砂、梅澤彩、ニュージーランドにおける養子縁組制度の現状と課題、国際公共政策研究、査読無、19 巻 2 号、2015 年、1 - 15

金亮完、養子法及び婚姻法に係る韓国家族法の改正、戸籍時報、査読無、687 号、2012 年、43 - 51

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 5 件)

鈴木博人 他、科学研究費補助金基盤研究(c) 福祉制度としての養子制度の立法論的研究 海外調査報告書、2015、214

鈴木博人、中央大学出版部、親子福祉法の比較法的研究 養子法の研究、2014、367

鈴木博人、山内惟介 他、中央大学出版部、国際関係私法の挑戦、2014、432

原田綾子、和田仁孝 他、法律文化社、法の観察、2014、354

原田綾子、小川富之・棚村政行 他、日本加除出版、中川淳先生傘寿記念論文集 家族法の理論と実務、2011、854

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木博人 (SUZUKI, Hirohito)

中央大学・法学部・教授

研究者番号：90235995

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

本山 敦 (MOTOYAMA, Atsushi)
立命館大学・法学部・教授
研究者番号： 3 0 3 1 9 1 7 3

原田 綾子 (HARADA, Ayako)
名古屋大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号： 0 0 5 4 7 6 3 0

梅澤 彩 (UMEZAWA, Aya)
熊本大学・大学院法曹養成研究科・准教授
研究者番号： 9 0 4 5 4 3 4 7

田巻 帝子 (TAMAKI, Teiko)
新潟大学・法学部・准教授
研究者番号： 8 0 2 5 1 7 8 4

金 亮完 (KIM, Yanwan)
山梨学院大学・大学院法務研究科・准教授
研究者番号： 1 0 3 6 6 9 8 2

内藤(椎名) 規子 (NAITO (SHIINA) Noriko)
拓殖大学・政経学部・教授
研究者番号： 2 0 2 8 9 7 8 9

(4) 研究協力者

阿部 純一 (ABE Junichi)
鹿児島大学・法文学部・准教授
研究者番号： 9 0 7 3 5 3 4 1

李 憲 (LI Ken)
島根県立大学・総合政策学部・講師
研究者番号： 7 0 6 9 1 0 1

石原 達也 (ISHIHARA Tatsuya)